

令和6年度第1回米子がいなケア会議

日時 令和6年10月1日（火）
午後6時30分から8時30分（予定）
場所 ふれあいの里 4階 中会議室

次 第

1 開会

2 福祉保健部長挨拶

3 委員及び事務局紹介

4 委員長及び副委員長の決定について

5 議事

（1）米子がいなケア会議について

資料1

（2）地域包括支援センターからの政策提言について

資料2

（3）身寄りのない高齢者の支援について

資料3

（4）今後の米子がいなケア会議について

資料4

6 その他

7 閉会

米子がいなケア会議について

1 地域ケア会議（介護保険法第 115 条 48 第 1 項）について

○地域ケア会議については、地域包括支援センターの「地域ケア個別会議」で検討した事例の蓄積等から地域課題・自立促進要因を把握・整理・仕分けをし、その後、圏域レベルの「地域ケア推進会議」で対応を検討したうえで、市町村として対応を検討しなければならない地域課題については、市町村レベルの「地域ケア推進会議」で対応を検討する体系を構築することが望ましいとされている。

○第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）において、地域ケア会議を通じて明らかとなった地域課題の解決へ向けた新たな施策の立案・実行を行うことを目的として、介護サービス事業者、有識者、自治体職員等で構成する「**米子がいなケア会議**」の開催について明記したところ。

【参考 1】介護保険法 （一部抜粋）

（会議）

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

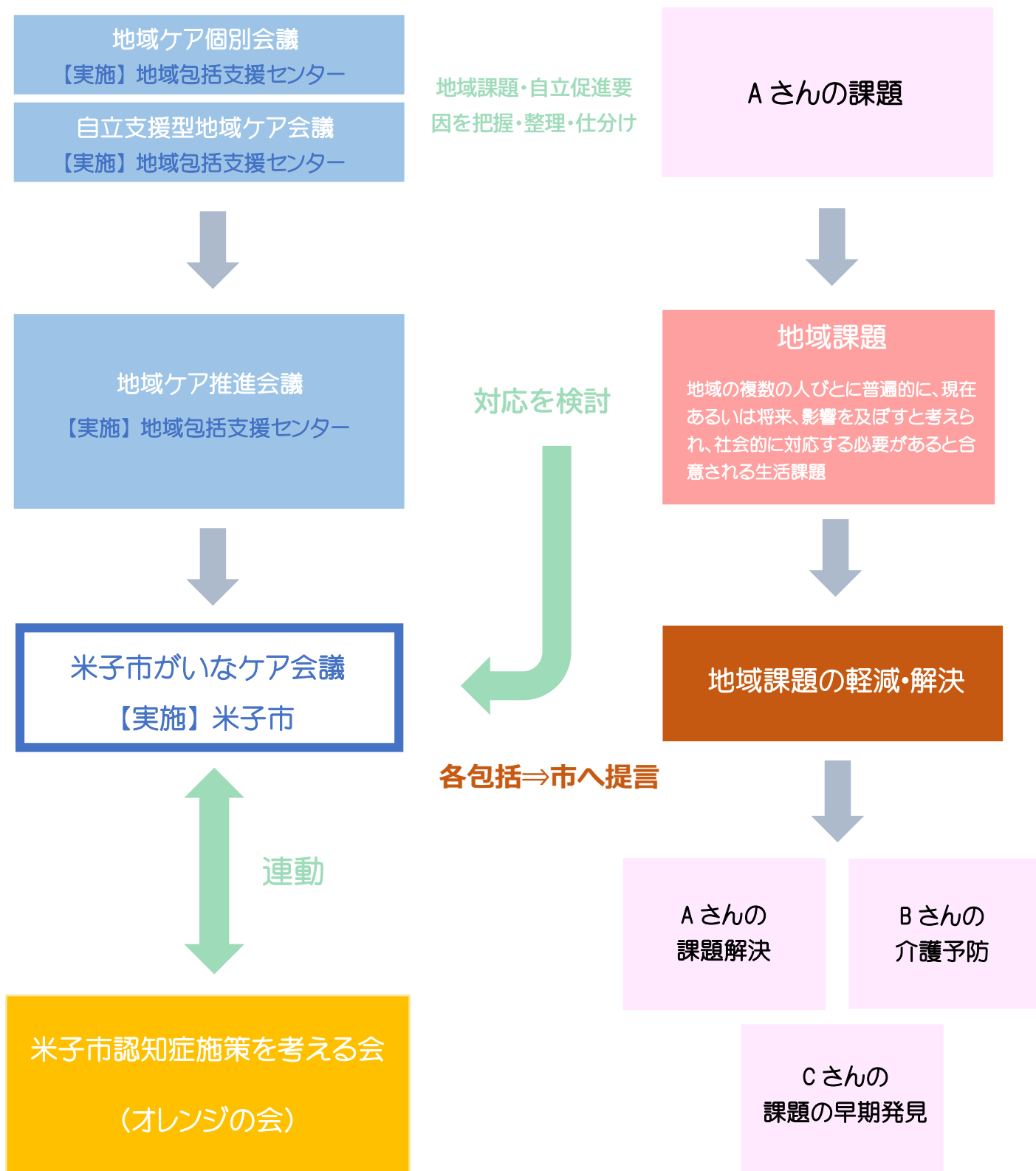
2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

【参考 2】第9期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （一部抜粋）

2 地域ケア会議の充実 （3）米子がいなケア会議の開催

地域ケア会議を通じて明らかとなった地域課題の解決へ向けた新たな施策の立案・実行を行うことを目的として、介護サービス事業者、有識者、自治体職員等で構成する「米子がいなケア会議」を開催し、医療、介護、予防、生活支援、住まい等の総合的視点から社会基盤の整備等を行うことで、本市の地域包括ケアシステムの推進及び強化を図ります。

2 本市の地域ケア会議の体系図



地域包括支援センターからの政策提言について

1 主な経過

- 各地域包括支援センターから市に対して、「地域課題に対して具体的にどのような対応が必要なのか」について、明確化・具体化した政策提言を提出するという取組を開始。（令和5年度から）

2 地域包括支援センターからの政策提言一覧（全26件）

別添資料のとおり

3 政策提言の傾向及び本市の方向性等について

- 全体的な傾向として、「身寄りのない高齢者に関すること」「移動支援に関すること」に係る提言が多かった。
- 身寄りのない高齢者の支援については、対象者の増加に伴う公的な支援・取組の必要性が高まっていることから、今年度より庁内検討会を設置し、支援策等の研究を行っている。（詳細は資料3参照）
- 移動支援については、住民同士、あるいは個人でも多様な支援を受けることが可能な仕組みづくりとして、総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について研究を行っている。

No.	エリア	提言包括	大項目	提 言 概 要	現 状 等	提言の詳細	市の見解及び今後の方向性(案)
1	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	認知症	「行方不明者マニュアルの作成とネットワークの構築」	・地域から、行方不明者の放送があっても、どのような行動を取ればいいのか、気になる方を発見した場合にどの様に声をかけていいのか分からないとの声がある。 ・行方不明者が地区を問わず問題となる中、若い世代を含めた住民の意識付けが必要。	・行方不明者マニュアルを作成し、発見した際の連絡先、声掛けの仕方等、具体的な行動手段を提示する。 ・幅広い世代に周知を促す為の、メールやSNSを活用した行方不明者の情報ネットワークを構築する。	○本市では、認知症の人が外出した際に道に迷った場合や、買い物でサポートが必要になった場合の声かけや見守りの訓練を行う「認知症ＳＯＳ地域ネットワーク模擬訓練」を実施しており、第９期計画期間（令和６～８年度）では各年度２回ずつの実施を予定しているところ。 <u>○本訓練について、実施規模（例：地区、自治会等）に合わせた基本マニュアルを整備したいと考えており、ご提案を頂いた基本的な行動等の記載についても検討したい。</u> ○「メールやSNSを活用した行方不明者の情報ネットワーク」の構築については、他市の事例等を引き続き調査研究したい。
2	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	認知症	「認知症の人のお金の問題に特化した相談窓口作り」	・認知症の人の金銭管理については、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があるが、前者は手続きが煩雑で、開始までに時間を要する。 ・後者については、現在米子市では、専任担当者１名に対し、登録者数が６０件弱（令和５年１２月現在）で、新規登録が難しい状況。 ・認知症の人に対する新たな金銭管理の仕組みを作る必要がある。	・認知症の人の金銭管理を行うため、米子市、包括、士業有志の協議体を作る。相談窓口を包括に置き、相談があれば適切な士業の方につないで、金銭管理の委任契約を結んでいただき、迅速に金銭問題に対応する。	○認知症あるいは加齢による認知機能の低下により、預貯金の出し入れや請求書の支払いなど日常的金銭管理が難しい在宅の高齢者は今後も増加することが見込まれることから、<u>今後、米子市と士業関係者と地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u>
3	3. 一部地域	ふれあいの里	集いの場	「皆生温泉の活用による高齢者の生きがい作り」	・福生西地区は全地区にサロンがあるが、身寄りがなく経済的に困窮している高齢者、地域とのつながりが薄い高齢者が多く、同世代が集まれるような場が少ない。 ・公民館へ行くにも、交通量の多い道路を渡らなければならない高齢者が多く、公民館の行事などに参加したくてもできない高齢者もいる。 ・地域住民は、皆生温泉街で仕事をしていた高齢者も多い。	皆生温泉街の旅館や皆生テラスなどの施設を活用し、高齢者自らが運営に携わり生きがいづくりにつながる運動の場、カフェ的な交流の場を作る。	○各地域における集いの場の創出等については、<u>市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して取り組みたい。</u> ○また、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携が重要であると考えており、<u>両者が連携しやすい体制づくりの一環として、今年度中に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u>
4	3. 一部地域	ふれあいの里	集いの場	「集える場所の確保」	・啓成地区は、集会所のある自治会が多くなく、住民が気軽に集える場所がない。 ・会場を確保するために公共施設などを予約する必要がある、部屋の空き状況により、会議やサロン活動を開催している。 ・公共施設では移動が困難な方は参加しにくい。会場確保が困難な自治会はサロン活動を行うことが難しい状況がある。	自治会内にある空き家を活用して、地域住民が気軽に集える場所を確保することができるよう、空き家活用制度を新たに創設する。	○空き家の情報については、空き家バンクを除き市から積極的に提供することは困難である。また、所有者の意向を確認する必要があり、中には相続が終わっていないケースもある。集会所として活用する場合、固定資産税の住宅用地の特例が受けられないなど、マッチングが困難であると考えられることから、新規制度の創出は現時点では難しい。 ○また、令和６年度より住宅政策部局で立ち上げられている「住まいの終活WG」（福祉部局も参画）等において、引き続き議論していきたい。
5	3. 一部地域	ふれあいの里	集いの場	「地域活動の担い手の育成、サロン等の活動の場づくり」	・車尾地区は昔からある地区と新興住宅地が混在し、新興住宅地では若い世代が多く高齢者が少ないため地域で交流や活動が少ない。 ・地区全体での自治会加入率も減っており、住民同士の関係性が希薄になっている。地域のつながりが薄いため、住民同士の助け合いや見守り体制も薄い。 ・サロンの世話役のなり手がなくサロンも増えず、今後ますます高齢者が孤立孤独していく可能性が高い。	・車尾地区で高齢化率の高い中島自治会で、地域の方が集まれる交流の場を開設する。 ・地域活動の担い手の育成を進める為に、各団体の役員との連携、一般介護予防の協働、強化を進める。	○各地域における集いの場の創出等については、<u>市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して取り組みたい。</u> ○また、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携が重要であると考えており、<u>両者が連携しやすい体制づくりの一環として、今年度中に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u>
6	1. 市全体	ふれあいの里	通所型サービスB	「リモート運動を通所Bサービスへ」	・米子市が令和５年度から実施している「リモート運動体験」は、公民館ごとに開催状況にばらつきがある。 ・米子市では、平成２８年度にスタートした総合事業について、住民主体のサービス等が長年にわたり開発されていない。	・リモート運動体験を通所型サービスBに移行させ、各公民館で毎週開催することができる体制を整備する。 ・地域の介護保険のサービス事業所や医療機関などから人的支援ができる仕組み作りを行う。	○総合事業については、第９期計画期間（令和６～８年度）中に、今後の高齢化社会を見据え、現状・課題等を踏まえたより効果的かつ持続可能な事業実施に向けた事業の見直しを図ることとしている。 ○その一環として、<u>今後、多職種及び多業種で構成される「総合事業検討会」の設置を予定しており、本検討会の中で本提案の内容を含め議論していきたい。</u>

No.	エリア	提言包括	大項目	提 言 概 要	現 状 等	提言の詳細	市の見解及び今後の方向性(案)
7	3. 一部地域	ふれあいの里	通所型サービスB	「地域の担い手の育成、つながる場作り	・福米西地区は新しい住宅やアパート、マンションが増え、人口も増加している。しかし、新しく転居してきた人の自治会加入率は低く、働いている世代が多いため、日中出会う機会は少なく、昔からの住民とのつながりは薄い。 ・自治会へ入っている人は、広報や回覧などで情報がいくが、自治会へ入ってない人へは地域の情報が届きにくい。 ・また、地域の役目をしている方の高齢化や、次のなり手がなく、何個も役を引き受けている人もいる。また、役目をしたくない、高齢になり役目ができない等の理由から自治会への加入を断る方もおり、次世代の担い手不足が課題である。	地域住民と行政、専門職などがつながり、暮らしのことや介護、子育てのことが気軽に話せる場所の開拓をし、世代関係なく集える場所を作る。 ・世代間交流の出来るサロン(子ども食堂などとの連携など) ・通所型サービスBの普及 (リモート運動体験を地域の集会所や交流スペースでできるように整備し、地域の事業所にいる専門職やボランティアなどの協力を得ながら、身近に集える場所作り。)	○本件については、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携が重要であると考えており、<u>両者が連携しやすい体制づくりの一環として、今年度中に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u> ○通所型サービスBの普及については、No.6 記載のとおり、今年度開催する総合事業検討会」において、提案の内容を含め議論していきたい。
8	1. 市全体	湊山	身寄りのない高齢者	「身寄りがいない方への保証人、金銭管理」	・身寄りがいない方の金銭管理を地域の民生委員や知人が行っているケースがある。 ・本人の認知症等の進行に伴い、支援者自身精神的負担が強くなっている。 ・本人も施設希望があるが、身寄りがいないため保証人となる人がいない。	・行政、銀行、法の専門家等との協議を踏まえた、身寄りがいない方に対する新たなシステムづくり。 ・成年後見の市町村申立の判断基準を明確化する。	○No.2 記載のとおり、今年度中に士業関係者と地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。 ○本提案を受け、<u>「成年後見の市町村申立の判断基準」について、今年度中に地域包括支援センターに基準提示したい。</u>
9	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	身寄りのない高齢者	「金銭管理等が必要であるが、成年後見制度の要件に該当しない人の金銭管理について」	・知的障害が疑われるケースでも18歳までのエピソードがなければ、成年後見の申し立てに至ることができない。 ・また、身寄りがいないことにより、地域権利擁護事業の利用も最終的に金銭を返金する身寄り等がなければ利用することが難しい状況。 ・このようなケースが今後増えることが予測されるため、成年後見制度の要件に該当しない人の金銭管理金銭管理等を行う仕組みづくりが必要と思われる。	成年後見制度には該当しないが、金銭管理や施設契約等の支援が必要な人の実態を討議する(参加者案：行政、社協、うえるかむ、えしこに、包括、居宅ケアマネ等)	○金銭管理や保証人などの役割を果たす人がいない「身寄りのない高齢者の問題」については、課題解決に向けた公的支援の必要性が高まっていると考えており、本市では、<u>今年度から本件に関する庁内検討会を立ち上げ、本提案に記載されている実態把握等を通じ、現在、新たな制度・取組について研究しているところ。【資料3参照】</u>
10	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	身寄りのない高齢者	「身寄りがいない方の入院・入所・入居についてのマニュアル作り」	・単身世帯・高齢者世帯の増加に伴い、今後益々身寄りのない高齢者が増えていくと考えられる。 ・一方、入院時、施設入所時、および賃貸住宅等への入居時には身元保証人を求められるため、場合によっては担当ケアマネージャーが代行している実態がある。	各機関に対し、身元保証人に求める物は何かの意見徴収と整理を行う。それを基にワーキンググループにおいて対策案を検討する(参加者案：行政、病院・施設・賃貸住宅の代表者、中川氏、うえるかむ、えしこに、包括、居宅ケアマネ等)。	○No.9 記載のとおり、本市では、今年度から身寄りのない高齢者の支援に関する庁内検討会を立ち上げ、現在、新たな制度・取組を予定しているところ。 ○取組の一環として、<u>今年度中に、施設入所系サービス事業者に対する身元保証等に関するアンケート調査(身元保証人を求める理由や背景の分析)を実施したい。</u>
11	1. 市全体	尚徳	身寄りのない高齢者	「身元保証人及び金銭管理の担い手の創出」「介護保険サービス以外の事実行為を行える支援者(個人・組織)の創出」	・身寄りがいない、支援してくれる知人友人がいないなど、地域からも孤立している独居高齢者が増えている。 ・また、包括支援センターが把握した時には認知機能の低下から、既に生活に支障が出始めているケースが増加している。 ・買い物や預金の引き出し(引き出したお金の管理)、病院受診など一人では行えない状態にあるが、支援者がいない。	成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活支援事業以外で、金銭管理支援と身元保証支援(両方又はいずれか)が行える個人及び組織を新たに創出する。	○No.9 記載のとおり、本市では、今年度から身寄りのない高齢者の支援に関する庁内検討会を立ち上げ、現在、新たな制度・取組を予定しているところ。 ○「金銭管理支援と身元保証支援(両方又はいずれか)が行える個人及び組織の創出」については、担い手確保が課題であり、現時点で導入は困難であると考えている。 ○<u>まずは現在予定している取組等を着実に実施し、引き続き課題解決に向け継続的に研究していきたい。</u>
12	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	移動支援	「フレイル予防事業の利用を行い習慣がついてきた後の継続方法」	フレイル予防実践教室終了後の者が、その後の移動手段が無いために、通所を継続することができず、予防を習慣化することができない。	・介護予防・日常生活総合事業におけるサービスにおいて、住民同士での外出支援ができる制度・仕組みを新たに創設する。 ・外出だけでなく、受診、買い物等、細かい地区単位で行けるコミュニティバス(車)の運行	○今後、移動制約者の増加及び介護人材の減少が見込まれていること等を踏まえ、多様な主体によるサービス導入の必要性は高まるものと考えていることから、<u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について研究していきたい。</u>
13	2. センター担当圏域	尚徳	移動支援	「移動支援制度の創設」、「補助金の創設」	・圏域内、特に永江地区、尚徳地区においてはスーパー、コンビニ等の店舗がなく、家同士が離れており隣近所の助け合いも難しい地区もあるなか、交通手段のない高齢者は買い物や通院に不便を感じている方が増えている。 ・カーシェアシェアリングのある永江地区以外の地区では、タクシーやバスなどを利用する他ないが、費用面やバス停までが遠く、荷物を持つての移動等、負担が大きいことから外出への意欲が削がれ、活動量の低下や閉じ籠りへと繋がる人が増えている。	住民同士、あるいは個人でも多様な支援を受けることで、容易に外出することができるよう、新たな制度を創設する。	○No.12 記載のとおり、<u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について研究していきたい。</u>

No.	エリア	提言包括	大項目	提 言 概 要	現 状 等	提言の詳細	市の見解及び今後の方向性(案)
14	3. 一部地域	弓浜	移動支援	「移動支援を提供する事業者や団体に対する補助制度の創設」	・美保中学校区は、バスの本数が少ない、最寄りのバス停やJR駅まで距離があり歩いて行くことが難しい。 ・タクシーを利用して米子の中心地や市内の総合病院へ行く場合、重たい費用負担が生じるなど、高齢者が公共交通機関を活用しづらい環境にある。 ・移動手段のない高齢者などは、法人医療機関が同法人の拠点間を結ぶシャトルバスを利用したり、有償移送サービスを利用していたが、採算性等を理由に撤退を検討している事業所も多い。 ・これらの撤退に伴い、外出が困難となり、高齢者の生活活動や社会参加の機会の減少、受診控えによる健康状態の悪化、運動機能の低下などが生じると考えられる。	公共交通機関の活用困難な地域において移動支援を提供する事業者や団体に対する補助制度を新たに創設する。	○No. 1 2 記載のとおり、 <u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について研究していきたい。</u>
15	3. 一部地域	淀江	移動支援	「移動支援サービスの創設」	・宇田川地区は、急な坂道が多い為、バス停や公民館集会所まで歩いていくことが高齢になると困難になる。 ・移動手段はタクシーや福祉有料運送、又は家族や近所で乗り合わせの送迎となっているが、宇田川地区の高齢化率41, 9 %と高齢になってきており乗り合わせも困難になりつつある。 ・タクシーも思い立った時に予約ができない、早めに予約しても予約ができない事もあり日常生活での支障や外出の機会の減少、閉じこもりにも繋がっている。	買い物や病院受診、地域のイベント参加に利用できる使いやすい交通手段、自宅⇄目的地とタクシー機能のあるボランティアでの移送サービス。	○No. 1 2 記載のとおり、 <u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について研究していきたい。</u>
16	2. センター担当圏域	弓浜	孤独孤立	「孤立死・孤独死を防ぐためのネットワークづくり」	・弓浜地域内では独居、高齢世帯で身寄りがない、または親族が遠方であり支援を得にくい高齢者に対する相談が増加している。 ・中には地域とのつながりが希薄になり孤立しているケースもあり、地域の見守り支援やサービス事業所などの介入が少ない、または拒否するなどの理由で、発見が遅れた孤独死 ・孤立死のケースが令和6年1月～3月では弓浜地域の3地区で5件あった（地域包括支援センターが把握しているケースのみ）。	孤立死・孤独死を防ぐための、地域役員や住民、地域包括支援センター、関係機関、行政などによるネットワークづくり。	○地区によって実情や資源等さまざまであると考えられることから、地域包括支援センターが各地区で開催する地域ケア会議において議論を深めるなどしていきたい。 ○また、民生委員や在宅福祉員の活動の充実と並行して、今後も対象となる高齢者が増加することを見越した、民間企業との連携や、ICTの活用など、時代に対応した「見守り支援の充実」に取り組んでいきたい。
17	1. 市全体	後藤ヶ丘・加茂	ごみ出し	「ごみ出し困難者に対する個別収集制度の導入」	・ごみステーションに行くまでが出来ない方、ごみの分別が複雑になり、出し方が分からない方もある。 ・上記等の背景から、現状のごみ出しルールに従うことが困難な方については、家にごみが溜まってしまう。	一定の要件に該当する者に対して、個別収集を実施する。	○高齢者のごみ出し支援については、令和5年度よりクリーン推進課、長寿社会課、障がい者支援課の3課による庁内検討会を立ち上げ、既存の支援策の実効性を高めるとともに、新たな支援制度の導入により、ごみ出しの困難度に応じた多角的な支援策を実施することとしているところであり、 <u>本提案の内容についても、本検討会において議論していきたい。</u>
18	1. 市全体	ふれあいの里	その他	「民生委員の担い手不足を解消する仕組みづくり」	・民生委員や地域活動を支える担い手が不足おり欠員が生じている地区においては、各種活動が地区会長の負担となっている。 ・近年は70代でも就労している場合もあり、地域活動を推進できる人材が固定化している。	就労していても地域活動に参加しやすい働き方の検討や、民生委員の業務改善・推進。	○民生委員の担い手確保のために、業務の負担軽減や、活動体制の見直し等が必要であると考えており、これらについて、他市の状況を調査研究しながら、国や県の動向を注視したい。
19	1. 市全体	尚徳	その他	「高齢者のペット問題の解消」	ペットを飼っている高齢者の入院が必要、あるいは施設入所が望ましい状態になった際に、ペットを手放すことを拒否し、適切な支援に繋がらず、困難な状況の改善が図れないケースがある。	・引取又は一時的な預かりを行う機関、団体の創設。 ・相談を持ち掛ければ既存の保護団体へと引き継いでくれるシステムの構築。	○近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方で、本提案において記載いただいたような実態や、多頭飼育問題が顕在化するなど、社会福祉と動物愛護管理の多機関連携の必要性は高まっているものと考えられることから、 <u>今後、鳥取県の動物の愛護と管理に関する部局など、関係機関との連携の手法等について、調査研究していきたい。</u>
20	2. センター担当圏域	箕蚊屋	その他	「移動販売の拡充」	・大高Aコープが閉店したことにより、徒歩、自転車で行く物に行かれていた方たちが、家族の運転やサービスに頼らないと買い物できない環境となった。 ・上記に伴い、免許返納をしづらくなる・加齢や病気等で運転ができなくなると生活に大きく支障が出るなどの問題が生じている。	移動販売を、大きくても集会所単位、できればより細かな範囲で展開できるよう、協力店舗を増やし、販売先を増やす。	○本提案については、まちづくり部局に共有するなどし、全市的な対応や取組につなげたい。 ○また、No. 1 2 記載のとおり、移動制約者への支援という視点で、 <u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について今後研究していきたい。</u>

No.	エリア	提言包括	大項目	提 言 概 要	現 状 等	提言の詳細	市の見解及び今後の方向性(案)
21	2. センター担当圏域	淀江	その他	「社会資源（フォーマル・インフォーマルサービス）の充実」	・淀江地区は距離の問題からフォーマル・インフォーマルサービス共にサービスの提供範囲外となることがある。 ・「要介護・要支援」認定の者については主に介護保険制度で対応することが可能であるが、居宅介護支援事業所についても、淀江圏域3事業所でケアマネ総人数も少ない。	・送迎付きのいきいきサロン等を創設。（毎週開催） ・要支援から非該当になられた方等の集いの場、切れ目のない支援の場をつくる。 ・既存の送迎不可である事業所が送迎可能となる仕組みづくり。 ・住民同士の互助力の向上、ボランティア活動の充実を図る。 ・ボランティアに関し社協のボランティア登録の活用、ポイント付加などボランティア活動に世代を問わず興味関心がむくような行政の働きかけ。	○各地域における集いの場の創出等については、市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して取り組んでいきたい。 ○また、No.12記載のとおり、移動制約者への支援という視点で、 <u>総合事業における訪問型サービスB及び訪問型サービスDの導入について今後研究していきたい。</u>
22	3. 一部地域	後藤ヶ丘・加茂	その他	「河崎地区を含めた路線バス経路の見直し」	・河崎地区はバスの便が限られ、河崎から隣の両三柳に行く為に、一度米子駅に向かう必要がある。 ・だんだんバスのルートは内回りだけの為、河崎地区を通過しない。 ・移動手段がなくなることから運転免許の返納をためらう（運転を続ける）ケースや、返納後は外出の機会が減るケースが生じている。		【交通政策課】 ○令和6年10月より実証運行を開始する弓浜地区でのコミュニティバスについて、河崎地区から大篠津地区を経由する（車両1台での片周り）ものの、乗り換えなしで両三柳方面へアクセス可能となる。また、本格運行の際は両周りを考えており、利便性を上げていきたい。 ○高齢者バス定期券助成制度（グランド70）を設け、運転免許の自主返納者は更に割安で購入いただけるようにしており、外出機会の創出を促している。
23	3. 一部地域	ふれあいの里	その他	「地域の情報が共有しやすい仕組みづくり」	・福米東地区はスーパー、コンビニ、開業医、薬局、介護事業所など多くバス停もあり便利な環境であることから、高齢でも健康であれば、周囲との関わりがなくとも困らず生活できる。 ・生活が困難になるまで相談せず、周囲も気づかず重症化してからの表面化するケースも多く、健康寿命への関心や早期に対応するための手段や相談窓口の周知などの必要性が高まっている。	・安心して生活できる環境、地域に向け、日常生活の中でどの世代も気軽に相談ができ情報が入りやすい環境を整える。（エリア内サロン、集会所含む） ・地域住民への啓発の場としての資源との連携と意識向上のために、ふくよね在宅ケア連携の会等においてフレイル予防～看取りについて取り上げ、地域の各機関で協力し啓発していく。	○各地域における集いの場の創出等については、市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して取り組んでいきたい。 ○本件については、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携が重要であると考えており、 <u>両者が連携しやすい体制づくりの一環として、今年度中に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u>
24	3. 一部地域	湊山	その他	「支援機関の駐車場確保」	・義方地区は、駐車場のない方が多く、支援機関が訪問する際は友人、近隣へ相談し、駐車場確保をしてもらっていた。 ・年々関係性の希薄、労働時間の多様性もあり確保ができないケースが増えており、居宅介護支援事業所、包括支援センター職員などが調整に苦慮している。	近隣の協力企業、店等の駐車場を使用することができるようにする。	○支援関係機関等が家庭へ訪問した際の駐車スペースに苦慮されていることを鑑み、「米子市訪問支援応援パーキング事業」を実施している。本事業は、令和7年3月31日までのモデル事業として義方地区に限定して実施していることから、 <u>今後、事業の継続実施、利用対象となる訪問支援者と対象地区の拡大について、今年度中に検討を行っていききたい。</u>
25	3. 一部地域	後藤ヶ丘・加茂	その他	「買い物難民対策／効果的な食品訪問販売車の停車拠点の抽出事業」	・住吉地区は、場所によってはスーパーから遠く、バス路線から離れた地域がある。宅配サービスもあるが「自分で商品を見て買いたい」という需要もある。 ・一方、地域貢献を目的に食品の訪問販売を行っている業者もあるが、サービスが十分に行き渡っている状況ではない。	関係各機関で協議会を立ち上げ、住民ニーズの調査結果をもとに、訪問販売車の効果的な停車拠点の抽出を行う。	○本提案については、まちづくり部局に共有するなどし、全市的な対応や取組につなげたい。
26	3. 一部地域	淀江	その他	地域の繋がり強化の仕組みづくり 地域住民全世代で参加交流できる機会の支援	・大和地区は、旧道沿いの自治会は同居世帯も多く自治会の繋がりがあがるが、海沿いバイパス側周辺は集合住宅が次々と建ち若い世代の世帯が多い。 ・新規相談で訪問すると高齢者夫婦が生活されている事も少なくなく、近所との繋がりがないことで、何か起こった時に助けを求めることが困難である。	・自治会に加入していなくても地域住民が若い世代から高齢者と繋がるような仕組みづくり ・高齢化率も低く若い世代が多い地区の特徴を生かした活動の企画。公民館や空き家等を利用した児童館の役割を担う場をつくり世代間交流を図る。	○各地域における集いの場の創出等については、市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して取り組んでいきたい。 ○本件については、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携が重要であると考えており、 <u>両者が連携しやすい体制づくりの一環として、今年度中に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの意見・情報交換の場を設けたい。</u>

身寄りのない高齢者の支援について

1 庁内検討会の設置について

○福祉保健部長寿社会課、福祉課、福祉政策課の三課で構成される検討会を設置し、令和6年5月から、これまでに全4回の庁内検討会を開催した。

2 課題の把握

○検討会の構成メンバーである三課及び市内の地域包括支援センターに対し、現在直面している課題について照会を行うとともに、急性期四病院の連携室の連絡会に参加してヒアリングを行った。

【把握された主な課題】

① 意思決定	認知機能の低下や急病等によって本人が意思を表明できない又は補助を要することなどにより、本人の意思決定を必要とする場面で、関係機関が対応に苦慮する。
② 金銭・財産管理	認知機能の低下等により本人が金銭を引き出すことができず支払いが滞る、又は過度な引き出しを行う。認知機能の低下だけでなく、歩行ができなくなるなどの身体機能の低下等によって引き出しが困難となるケースもある。
③ 葬祭関係	本人死後の家財、遺品、遺骨の処分等。また、本人が生前に葬祭等に関する明確な意向等を持っている場合であっても、これらについて相談・委任する者が不在であることにより、結果的に行政機関等による応急的な対応に終始している。
④ その他	保証人・緊急連絡先の不在、身寄りのない高齢者の終活に係る情報の整理及び周知の不足等。

3 先進地視察について

○長寿社会課及び福祉政策課で、終活支援の先進地自治体である神奈川県大和市を視察した。

【大和市の主な取組】

葬儀や相続など具体的な悩みがある方に対して、個々の不安や悩みに寄り添いながら、各種制度の案内や、葬祭事業者や法律の専門家を紹介による葬儀や死後事務委任契約などの生前契約支援に取り組んでいる。

また、ひとり暮らしの高齢の方々などが抱える不安を解消し、健康で安心した生活を送ることができるよう、エンディングノートや終活クイズ等を作成している。

- 葬儀生前契約支援 … 市内の「協力葬祭事業者」を紹介し、生前に契約できるよう支援。
- 死後事務委任契約の支援 … 相談者の希望に応じ、司法書士などの専門家を紹介。
- 終活登録制度 … 葬儀生前契約を締結された方が対象。登録者が亡くなった際に、登録カードなどを通じて病院などから市へ連絡があった場合、死亡の事実や墓の所在地などをあらかじめ登録された緊急連絡先及び葬儀事業者へ市から連絡する。市が葬儀会社に連絡し、葬儀の履行を確認
- エンディングノートの配布
- やまと終活クイズ … ご自宅で終活について楽しく学んでいただくことを目的とした、「やまと終活クイズ」の作成

4 今後について

○現状の課題等を踏まえつつ、既存の資源や制度の活用促進、先進地の取組等を参考にした新たな取組に向けた研究、関係機関の実態把握などを行っていきたい。

既存の資源や制度の 活用促進	○ エンディングノートの見直し及び利用促進 ○ 成年後見制度の利用促進 など
実態把握	○ 施設入所系サービス事業者に対する身元保証等に関するアンケート調査 ○ 訪問系サービス事業者に対する決済手段に関するアンケート調査 など
新規取組の研究	○ 市や関係団体が実施・提供する関連サービス・相談先の周知 ○ 生前の終活支援の推進 など

今後の米子がいなケア会議について

1 方針

- 今後、米子がいなケア会議で議論する内容については、各地域包括支援センターから提出された提言のうち、「市全体」を対象とするものに限定し、一部地域に特化した課題については、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に、関係者等で連携して個別に取り組んでいく。
- また、特に全市的な対応や取組につなげていくことが望ましいと考えられる地域課題については、まちづくり部局と共有するなど、部局を越えた連携を推進していく。
- 予算要求の時期等を見据え、基本的に年1回の夏頃（7月～8月）開催を予定したい。
ただし、上記時期以外に新規事業について検討する必要性が生じた場合などにも、開催を検討する。

2 具体的なスケジュール（案）

	令和6年度	令和7年度
10月	R6 米子がいなケア会議 （令和5年度政策提言に係る審議） → 令和7年度予算要求	
3月	令和6年度政策提言 （各地域包括支援センター）	
7月～8月		R7 米子がいなケア会議 （令和6年度政策提言に係る審議） → 令和8年度予算要求

米子市地域ケア会議設置要綱

令和6年10月1日
米子がいなケア会議
当日配布資料

(設置)

第1条 高齢者の保健、医療及び福祉に関するサービス（以下「福祉等サービス」という。）を、その多様な需要に応じ、包括的かつ継続的に提供することを目的として、地域における社会資源を有効的に活用するための方策及び新たな福祉等サービスの開発に関する検討を行い、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制を実現するため、米子市地域ケア会議を設置する。

2 米子市地域ケア会議（以下「ケア会議」という。）の愛称は、「米子がいなケア会議」とする。

(所掌事務)

第2条 ケア会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域における福祉等サービスに係る社会資源に関する情報の集約及び活用に関すること。
- (2) 高齢者への支援について地域が抱える課題の把握及び分析並びに共有化に関すること。
- (3) 新たな福祉等サービスの開発に関すること。
- (4) 地域における社会資源の有効活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の構築に当たり必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 ケア会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者20人以内で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉に関係する団体を代表する者
- (3) 民生委員及び児童委員
- (4) 介護サービス事業者等を代表する者
- (5) 米子市社会福祉協議会の職員
- (6) 米子市認知症地域支援推進員
- (7) 認知症である高齢者等に対する支援を行う機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 前条の規定により市長が委嘱する者（以下「構成員」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 ケア会議に、委員長及び副委員長1人を置き、構成員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、ケア会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ケア会議の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、構成員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 ケア会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 ケア会議の庶務は、米子市福祉保健部長寿社会課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に第3条の規定により市長が委嘱する者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の際現に構成員（米子市地域ケア会議設置要綱第4条第1項に規定する構成員をいう。以下同じ。）である者がある場合におけるこの要綱の施行の日以後最初にこの要綱による改正後の米子市地域ケア会議設置要綱第3条の規定により委嘱される者の任期は、同要綱第4条第1項の規定にかかわらず、構成員の残任期間と同一の期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市地域ケア会議設置要綱第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後初めて招集する米子市地域ケア会議の会議が米子市地域ケア会議設置要綱第4条第1項に規定する構成員の委嘱後2回目以降の会議であるときは、当該会議は、市長が招集する。